新型コロナウイルス感染症に関する取得可能休暇一覧

状 況	I 種・II 種・IV種職員 (再雇用嘱託職員を含む)	契約社員
1. 本人に発熱の症状が見られる等、体調不良の場合	【年次有給休暇】 休暇伺による通常の処理	同左
2. 各事業所で3密(密閉・密集・密接)を避けるための対策の一環として休む場合	【年次有給休暇】 休暇伺による通常の処理	同左
3. 本人又は同居する親族等の症状について、「帰国者・接触者相談センター」に相談する状況の場合(別紙「新型コロナ感染対策フローチャート」参照)	【特別休暇】(通勤困難) 休暇伺及び申立書並びに事実を証明する書類 (診断書、病院の領収書など)を総務課に提出	同左
4. 本人又は同居する親族が、保健所から新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者等で行政検査の対象となり、自宅待機を求められた場合	同上	同左
5. 本人の子どもが下記に該当し、小学校等(※1)を休む必要があり、その子どもの世話をする場合 ①新型コロナウイルスに感染した子ども ②新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども(発熱などの風邪症状、濃厚接触者) ③医療的ケアが日常的に必要な子ども、又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患などを有する子ども	同上	同左
6. 本人の子どもが通う小学校等が臨時休校、利用の自粛要請又は特別保育への移行等により、その子どもの世話をする場合	同上	同左
7. 本人が新型コロナウイルスに感染した場合	【病気休暇】 休暇伺及び診断書を総務課に提出	【特別休暇】(その他) 同左
8. 新型コロナウイルス感染症の影響により施設が休業した場合	【特別休暇】(通勤困難) 上記(通勤困難) 時の取扱いに同じ	同左

※1 小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校(幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る)、特別支援学校(全ての部)、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障がい児の通所支援を行う施設など。障がいのある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校(高等学校までの課程に類する課程)なども含む。